

記者発表（資料配布）				
月／日 (曜日)	担当課名 担当班名	電話	発表者名 (担当主幹名)	その他 配布先
10／29 (金)	建築指導課 (開発指導班)	078-362-3646 (内線 4849)	建築指導課長 近都 学 主幹(開発審査担当) 内村 朋之	—

太陽光発電施設の防災上の措置に関する総点検の実施状況

本年 7 月 3 日に発生した静岡県熱海市伊豆山地区の土石流災害を受け、災害リスクを県民等に周知し、適切な避難行動等につなげるため、県内の太陽光発電施設において防災上の措置に関する総点検を実施しています。

このたび、各施設における自己点検の結果を取りまとめましたので、その結果をお知らせします。

1 総点検の内容

(1) 点検対象

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(平成 29 年兵庫県条例第 14 号。以下「条例」という。)に基づく届出の対象である事業区域の面積が 5,000 m² 以上の太陽光発電施設（条例施行前の施設を含む。） 1,170 件

(2) 点検方法等

① FIT 認定（※）を取得している兵庫県内の太陽光発電施設約 15,000 件から、事業区域の面積が 5,000 m² 以上と想定される施設を抽出。

※再生可能エネルギー発電事業計画の認定

② ①で抽出された施設の事業者が、条例に基づく防災上の措置に関する基準への適合状況等について自己点検を行い、基準に不適合の場合の安全対策等を含めて県又は市町（※）に報告。

※条例に関する事務を移譲している市町（たつの市、小野市、朝来市、多可町）及び独自条例を有する市（神戸市、三田市）

③ ②で報告された自己点検結果を県又は市町のホームページで公表するとともに、市町と連携して近隣住民に情報提供を行う。

2 点検の結果

(1) 防災上の措置に関する基準への適合状況

点検対象 1,170 件のうち、921 件から回答があり（回答率 78.7%）、このうち基準に適合と回答したものが 864 件（93.8%）（未着手 86 件を含む。）、不適合又は不明と回答したものが 57 件（6.2%）であった。また、不適合又は不明と回答した 57 件のうち、安全対策ありと回答したものが 41 件、安全対策なしと回答したものが 16 件であった。

なお、条例施行日（平成 29 年 7 月 1 日）前に設置工事に着手された施設については、基準への適合義務はない。

基準(※1)に適合	基準に不適合又は不明	安全対策(※2)あり	安全対策なし
864	57	41	16

※1 防災上の措置に関する基準の概要

- (1) 地盤の安定性の確保（地盤の勾配、擁壁の設置、のり面の構造等）
- (2) 排水施設の設置（排水施設の構造、調整池の設置等）
- (3) 設置不適地（災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域等）

※2 安全対策の例

- (1) のり面の構造
 - ・小段はないが、地盤調査等で安定性を確認。
- (2) 排水施設の構造
 - ・堅固な構造の側溝はないが、素掘り側溝あり。
 - ・泥溜めの設置はないが、地表面は植生等に覆われ土砂流出の懸念なし。

(2) 土砂災害警戒区域、地盤の変状等の状況

ア 土砂災害警戒区域、盛土造成

回答のあった 921 件のうち、事業区域内の下流域に土砂災害警戒区域（Y 区域）があり、かつ、同 Y 区域内に民家があると回答したものが 46 件であった。また、そのうち事業区域内に盛土造成がないと回答したものが 33 件、事業区域内に大規模でない盛土造成がある（盛土造成面積が 3,000 m²未満）と回答したものが 1 件、事業区域内に大規模な盛土造成がある（盛土造成面積が 3,000 m²以上）と回答したものが 12 件であった。

下流域の Y 区域内に民家あり	事業区域内に盛土造成なし	事業区域内に大規模でない盛土造成あり	事業区域内に大規模な盛土造成あり
46	33	1	12

イ 経年による地盤、擁壁、盛土のり面の変状

回答のあった 921 件のうち、地盤等の変状がみられると回答したものは 56 件で、そのうち支障なしと回答したものが 39 件、要経過観察と回答したものが 15 件、対策が必要と回答したものが 2 件であった。

地盤等の変状 あり	支障なし（※）	要経過観察	要対策
56	39	15	2

※支障なしの例

- ・地盤の沈下量が小さい。
- ・擁壁のクラック幅が小さい。
- ・盛土のり面の浸食が軽微である。

3 今後の対応

- ・各施設の自己点検結果を公表・周知することにより、市町における施設の実態把握や豪雨時等の適切な避難指示、近隣住民における施設の確認や適切な避難行動につなげる。
- ・①防災上の措置に関する基準に「不適合又は不明」で、かつ、安全対策がなされていないと回答のあった 16 件、②下流域の Y 区域内に民家があり、かつ、事業区

域内に大規模な盛土造成があると回答のあった 12 件、③経年による地盤の変状等が生じており、かつ、「要経過観察」又は「要対策」と回答のあった 17 件（うち 2 件は①にも該当）について、書面や写真等の提出を求めて、安全対策等の指導を行っていく。

- ・今回の報告徴収に未回答の者に対し、条例に基づき、報告書を提出すべきことの勧告を年内を目途に行う。
- ・今回の報告徴収により、条例に基づく届出義務に違反する疑いのある施設が 12 件判明したため、これらに対し、違反の有無を精査し、違反である場合は、条例で義務付けられている近隣関係者への説明及び届出書の提出と同等の対応を求める。

<問合せ先>	兵庫県 建築指導課開発指導班	TEL 078-362-3646
	神戸市 環境局環境都市課	TEL 078-595-6217
	三田市 まちの再生部里山のまちづくり課	TEL 079-559-5226
	たつの市 市民生活部環境課	TEL 0791-64-3150
	小野市 地域振興部まちづくり課	TEL 0794-63-1884
	朝来市 都市整備部都市開発課	TEL 079-672-6127
	多可町 生活安全課	TEL 0795-32-4777